

(別紙5) 輸出事業者証明の申請書類について

1 申請書類

申請者は、次の申請に当たっては、それぞれの項に定める書類を輸出証明書発行システムに添付するものとする。

(1) 新規の届出

香港向けに食品等を輸出する場合にあつては、我が国及び香港の放射線防護に係る関係法令、我が国の原産地表示に係る関係法令、我が国から香港への輸出取引に係る我が国及び香港の関係法令の遵守の状況及び香港に輸出しようとする食品等が我が国で一般的に販売しうる食品等であることが確認できる次の書類並びに実際に事業者の存在を確認できる書類

(ア) 様式1-4の誓約書

(イ) 輸出しようとする食品等が我が国で一般的に流通しうるものが客観的に確認できる書類（売買契約書、納品書、商品ラベルの写真、別記様式2の輸出される食品等に関する確認書等）の写し

(ウ) 輸出しようとする食品等の放射性物質検査証明書、又は放射性物質検査証明書が申請中であることが確認できる資料（システムログ等）の写し

(エ) 実際に事業者の存在を確認できる書類（ただし、輸出証明書発行システムの使用に当たり、既に当該書類を提出している者で、提出内容に変更が無い場合は、当該システムの利用誓約書兼申請書の写しでも可）

①法人格を有する者は、過去6ヶ月以内に発行された履歴事項全部証明書の写しであつて、記載事項に変更がないもの

②任意団体は、定款等の規約及び会員名簿等

③個人は、本人確認書類として、写真が付されている公的証明書（運転免許証等）の写し又は写真が付されていない書類の場合は、公的機関発行の氏名及び住所が確認できるもの（健康保険証、納税証明書等）2種類の写し

(2) 継続の届出

ア 過去1年以内に交付した直近の輸出事業者証明書の写し

イ 輸出実績を確認できる次の(ア)及び(イ)の書類

(ア) アの証明書の交付以降、輸出した食品等に関するインボイス（送り状）の写し1件

(イ) (ア)の書類に関して発行された関税申告書（Customs Declaration）に税関の関税納付スタンプが押印されたものの写し

オ 香港向けに食品等を輸出する場合にあつては、様式1の誓約書及び実際に事業者の存在を確認できる書類（輸出証明書発行システムの使用に当たり、既に当該書類を提出している者で、提出内容に変更がない場合は、当該システムの利用誓約書兼申請書の写しでも可）

なお、本号の書類を提出できない場合は、継続申請はできないものとする。

カ 香港向けの輸出事業者証明書の継続については、有効期限の1か月前より継続の届出を受け付ける。この場合、継続する輸出事業者証明書の有効期限は、現に受けている証明書の有効期限から1年を経過した日とする。

2 留意事項

- (1) 事業者は、事業者名や所在地に変更が生じた場合は、別紙3に基づき変更内容を届け出るものとする。
- (2) 輸出事業者証明書の発行は、事前通告なしに遅延、本要領の変更等が行われる可能性がある。なお、国は、これらにより発生した損失等の補償は行わない。

(様式1) [別紙5 関連]

年 月 日

農林水産省食料産業局長 殿
〔 関東農政局長 〕

住所

氏名

印

〔 法人にあつてはその所在地、名称
及び代表者の氏名 〕

誓約書

私（当社）は、香港向け輸出事業者証明書発行の申請に当たり、輸出される食品等に関する証明書の発行事務処理要領（平成27年1月30日付け26食産第3838号食料産業局長通知）等を理解し、我が国及び香港における日本産農林水産物・食品の放射線防護に係る関係法令、我が国における原産地表示に係る関係法令、日本から香港への輸出取引に係る我が国及び香港の関係法令（食品衛生法（昭和22年法律第233号）、食品表示法（平成25年法律第70号）、輸出入取引法（昭和27年法律第299号）、香港における公衆衛生及び市政条例等）の違反により、過去3年間司法処分及び行政処分を受けていないこと及び過去3年間香港の関係法令を違反した輸出を行っていないこと、並びに今後も当該関係法令を遵守することを誓約します。

また、私（当社）が香港向けに輸出しようとする食品等は、我が国で一般的に販売しうる食品等であることを誓約します。

この誓約書に反した場合、又は本要領に基づく手続において不正を行った場合には、速やかに農林水産省に詳細を報告し、当該行為が判明した時点での輸出事業者証明書の取消し及び返還を了解するとともに、以後3年間、私（当社）に対して本要領に基づく香港向け輸出事業者証明書の発行が行われないことを了解します。

(様式2) [別紙5 関連 (オマーン国)] 削除

(様式2) [別紙5 関連 (バーレーン王国)] 削除